

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年 4月 1日～平成28年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 : 計画期間中に女性社員の育児休業取得率を100%とすること

<対策>

- 平成23年4月～ 育児休業の習得希望者を対象とした講習会の実施

目標2 : 小学校入学前までの子を持つ労働者の時間外労働の制限を維持する

<対策>

- 平成23年4月～ 管理者及び対象者への制度の周知